報恩講　聴聞資料

御伝鈔　拝読同行版

全十五段　本文と現代語訳

『御伝鈔』を聴聞する前に

一、『御伝鈔』とは何か

報恩講で拝読される『御伝鈔』は、親鸞聖人のご生涯を伝える絵巻の詞書にあたるものです。撰述者は、親鸞聖人の曾孫にあたる本願寺第三代・覚如上人です。

現在の形は、上巻八段・下巻七段の全十五段から成り立っています。この書はもともと絵と詞書が一つになった絵巻物として作られました。後に、絵相とは別に詞書が書写・拝読され、その詞書が『御伝鈔』と呼ばれるようになりました。ただし、この呼称がいつから用いられ始めたかは明らかではありません。

なお、題号についても、最初から一つの名称に固定されていたわけではありません。永仁三年の初稿本では『善信聖人親鸞伝絵』、再治本では『善信聖人絵』と題され、康永二年本では、題号に本願寺の寺号を冠した『本願寺聖人親鸞伝絵』の名が見られます。

二、『御伝鈔』と『御絵伝』

その後、詞書と絵は分けて伝えられ、絵相は掛幅の御絵伝、詞書は御伝鈔として受け継がれました。四幅の御絵伝が広く末寺へ下附されるようになったのは、おおむね第八代・蓮如上人の時代とされています。報恩講の会座においては、奉懸された四幅の御絵伝を目で仰ぎながら、拝読される御伝鈔の詞書を耳で聴聞するという形が受け継がれてきました。

三、成立と増補の歩み

『御伝鈔』は、一度に現在の十五段の構成として完成したものではなく、覚如上人によって補修と増補が重ねられました。

一　永仁三年初稿本

親鸞聖人の三十三回忌（永仁二年）の翌年にあたる永仁三年（１２９５）十月十二日に最初の稿本が成立しました。この初稿本は上巻六段・下巻七段の全十三段でした。

二　第一次再治本

覚如上人による第一次の補修では、上巻末に「定禅夢想」の一段が加えられ、上巻七段・下巻七段の全十四段となりました

三　第二次増補（康永二年本）

康永二年（１３４３）、覚如上人七十四歳の時に第二次増補が行われました。ここで上巻第四段に「蓮位夢想」が挿入され、上巻八段・下巻七段の全十五段が完成しました。

四、報恩講で『御伝鈔』を聴聞するということ

親鸞聖人の三十三回忌にあたる永仁二年、覚如上人は『報恩講私記（式文）』を撰述し、聖人のお徳を「真宗興行の徳」「本願相応の徳」「滅後利益の徳」の三徳として讃嘆されました。

報恩講において『御伝鈔』が拝読された記録としては、『蓮如上人御一代記聞書』第二十七条に、明応五年（１４９６）十一月二十五日の報恩講において、蓮如上人が親鸞聖人の御影前で「御開山の御伝」を拝読され、法談をなされた事実が記されています（『真宗聖典第二版』１０３１頁）。この明応五年の拝読を機縁として、報恩講において『御伝鈔』を拝読することが恒例となったと考えられます。

五、『御伝鈔』から何を聞くのか

『御伝鈔』には、親鸞聖人の出家、法然上人との出遇い、流罪、関東での教化、帰洛、そしてご往生までが語られています。私たちは、その出来事を年表のように覚えるために聞くのではありません。聖人が本願念仏の教えに出遇い、その教えをどのように生き、人々へ伝えられたのかを聞かせていただきます。

聖人の歩みには、法然上人をはじめ、多くの人々との出遇いがあります。流罪や別離があり、門弟との問答もあります。思いどおりにならない出来事の中で、本願の教えが聖人と人々の間にどのように開かれていったのかが語られています。

夢告や不思議な出来事は、後の人々が聖人をどのように仰ぎ、その教えを受け継いだかを伝えています。起こったかどうかだけを問題にするのではなく、なぜその物語が大切に語り継がれたのかを尋ねると、門弟たちの讃仰と願いが見えてきます。

御絵伝を仰ぎ、拝読の声を聞くとき、聖人の生涯は遠い昔の話にとどまりません。「私は何を頼りに生きているのか」「本願の言葉をどう聞いているのか」と、私自身が問われます。一段一段を、その問いとともに聞くところに、報恩講で『御伝鈔』を聴聞する意味があります。

各段は、本文と御絵伝をすべて掲載した後に、現代語訳を置いています。縦書きの流れに沿って、右から左へお読みください。

本文と訳に付した【1】【2】などの番号は対応しています。

全十五段

上巻

一 出家学道
二 吉水入室
三 真宗興行
四 蓮位夢想
五 選択付属
六 信行両座
七 信心諍論
八 定禅夢想

下巻

一 師資流刑
二 稲田草庵
三 山伏帰依
四 箱根権現
五 熊野参詣
六 聖人遷化
七 大谷本廟

【1】それ、聖人の俗姓は藤原氏、天児屋根尊二十一世の苗裔、大織冠（鎌子内大臣）の玄孫、近衛大将右大臣（贈左大臣）従一位内麿公（号後長岡大臣、或号閑院大臣、贈正一位太政大臣房前公孫、大納言式部卿真楯息）六代の後胤、弼宰相有国卿五代の孫、皇太后宮大進有範の子なり。

【2】しかあれば朝廷に仕えて霜雪をも戴き、射山に趍りて、栄花をも発くべかりし人なれども、興法の因うちに萌し、利生の縁ほかに催いしによりて、九歳の春の比、阿伯従三位範綱卿（干時従四位上、前若狭守、後白河上皇近臣、聖人養父）、前大僧正（慈円、慈鎮和尚是也、法性寺殿御息、月輪殿長兄）の貴房へ相具したてまつりて、鬢髪を剃除したまいき。

【3】範宴少納言公と号す。

【4】自爾以来、しばしば南岳天台の玄風をとぶらいて、ひろく三観仏乗の理を達し、とこしなえに楞厳横河の余流をたたえて、ふかく四教円融の義に明らかなり。



第一図　出家学道



第二図　得度剃髪

上巻　第一段　現代語訳　出家学道

【1】親鸞聖人の俗姓は藤原氏です。天児屋根尊から二十一世の大織冠鎌足公の玄孫に近衛大将の内麿公があり、その六代の有国卿から五代の皇太后宮大進有範の子です。

【2】その家柄からすれば、官職に就いて高い地位へ進むことのできた人でした。しかし、仏法を興し、衆生を利益する因縁に促されて、九歳の春、伯父の範綱卿に伴われ、慈鎮和尚の坊舎で得度されました。

【3】そして、範宴少納言公と称されました。

【4】それ以来、比叡山において、慧思禅師と智者大師によって開かれた天台宗の奥義を究め、横川の源信和尚の教学を研鑽されました。

上巻　第二段　本文　吉水入室

建仁第三の暦春のころ（聖人二十九歳）、隠遁のこころざしにひかれて、源空聖人の吉水の禅房に尋ね参りたまいき。是すなわち、世くだり人つたなくして、難行の小路まよいやすきによりて、易行の大道におもむかんとなり。真宗紹隆の大祖聖人、ことに宗の淵源をつくし、教の理致をきわめて、これをのべ給うに、たちどころに他力摂生の旨趣を受得し、飽まで、凡夫直入の真心を決定し、ましましけり。



第三図　吉水入室

上巻　第二段　現代語訳　吉水入室

建仁元年、親鸞聖人二十九歳の春、比叡山を離れる決意をして、京都東山の吉水にある法然上人の禅房を訪ねられました。

それは、時代が末世となり、人の機も劣っているので、自力聖道門の難行では到底救われないため、易行の念仏門に入ろうとされたからです。

真宗を受け継ぎ盛んにされた法然上人が、特に力を込めて真宗の淵源と教義の筋道を懇切丁寧に説かれると、聖人は直ちに他力本願によって救われるいわれを受け取り、凡夫がこの身のまま浄土に往生する信心を決定されました。

【1】建仁三年　辛酉　四月五日夜寅時、聖人夢想の告ましましき。彼の『記』にいわく、六角堂の救世菩薩、顔容端厳の聖僧の形を示現して、白衲の袈裟を着服せしめ、広大の白蓮華に端坐して、善信に告命してのたまわく、「行者宿報設女犯　我成玉女身被犯　一生之間能荘厳　臨終引導生極楽」文。救世菩薩、善信にのたまわく、「此は是我が誓願なり、善信この誓願の旨趣を宣説して、一切群生にきかしむべし」と云々　爾時、夢中にありながら、御堂の正面にして、東方をみれば峨峨たる岳山あり、その高山に数千万億の有情群集せりとみゆ。そのとき告命のごとく、此の文のこころを、かの山にあつまれる有情に対して、説ききかしめおわるとおぼえて、夢悟おわりぬと云々

【2】倩此の記録を披きて彼の夢想を案ずるに、ひとえに真宗繁昌の奇瑞、念仏弘興の表示なり。

【3】しかれば聖人、後の時おおせられてのたまわく、仏教むかし西天より興りて、経論いま東土に伝わる。是偏に上宮太子の広徳、山よりもたかく海よりもふかし。吾朝、欽明天皇の御宇に、これをわたされしによりて、すなわち浄土の正依経論等、此の時に来至す。儲君もし厚恩をほどこしたまわずは、凡愚いかでか弘誓にあうことを得ん。救世菩薩はすなわち儲君の本地なれば、垂迹興法の願をあらわさんがために、本地の尊容をしめすところなり。そもそもまた、大師聖人（源空）もし流刑に処せられたまわずは、われまた配所に赴かんや、もしわれ配所におもむかずは、何によりてか辺鄙の群類を化せん、これ猶師教の恩致なり。大師聖人すなわち勢至の化身、太子また観音の垂迹なり。このゆえにわれ二菩薩の引導に順じて如来の本願をひろむるにあり。真宗茲によって興じ、念仏斯によって煽なり。是しかしながら聖者の教誨によりて、更に愚昧の今案をかまえず。かの二大士の重願、ただ一仏名を専念するにたれり。

いまの行者、あやまりて脇士に仕うることなかれ、ただちに本仏をあおぐべしと云々

【4】かるがゆえに聖人（親鸞）かたわらに皇太子を崇めたまう。蓋斯、仏法弘通の浩なる恩を謝せんがためなり。



第四図　救世観音の霊告

上巻　第三段　現代語訳　真宗興行

【1】建仁三年四月五日の夜、寅の時、親鸞聖人は夢の中でお告げを受けられました。その夢の記録には、次のようにあります。

六角堂の救世菩薩が、端正で厳かな聖僧の姿となって現れ、白い袈裟を着け、広大な白蓮華の上に端座して、善信に告げられました。

念仏の行者が宿業の報いによって妻帯することがあっても、私は玉女の身となってその妻となり、その一生の間よくその教化を助け、臨終には導いて極楽に生まれさせよう。

さらに救世菩薩は、「これは私の誓願である。善信よ、この誓願のいわれを説き述べて、すべての人々に聞かせなさい」と告げられました。

その時、聖人は夢の中で、六角堂の正面から東方を眺めると、高く険しい山があり、そこに数え切れないほどの人々が集まっているのを見られました。そして、お告げのとおり、四句の文のこころを山に集まった人々に説き聞かせ終わったと思ったところで、夢から覚められました。

【2】この夢の記録を開いてその意味を考えるならば、まさしく真宗が盛んとなり、念仏が弘まることを示す、めでたい前兆であります。

【3】そこで親鸞聖人は、後に次のように仰せられました。

仏教が昔インドに興り、経典と論書が日本に伝わったことは、ひとえに上宮太子の広大な恩徳によるものであり、その恩は山よりも高く、海よりも深い。欽明天皇の時代に仏教が伝えられたことによって、浄土のよりどころとなる経典や論書がこの国に到来した。

もし皇太子の深いご恩がなかったならば、愚かな凡夫である私たちは、どうして阿弥陀如来の本願に出遇うことができただろうか。

救世菩薩は皇太子の本地であるから、仏法を興す願を明らかにするために、本来のお姿を現されたのである。また、法然上人が流罪にならなかったならば、私も配所へ赴くことはなかったであろう。私が配所へ赴かなかったならば、どうして都から遠く離れた人々に教えを伝えることができただろうか。これもまた、師の教導の恩徳である。

法然上人は勢至菩薩の化身であり、聖徳太子は観音菩薩の垂迹である。私はこの二菩薩の導きに従って、阿弥陀如来の本願を弘めるのである。これによって真宗が興り、念仏が盛んとなった。これはすべて聖者方の教えによるのであって、愚かな私が自分の考えで作り出したものではない。

この二菩薩の深い願いも、ただ南無阿弥陀仏の名を専ら念ずることに尽きる。念仏する者は、誤って脇侍に仕えるのではなく、まっすぐに本仏である阿弥陀如来を仰ぐべきである。

【4】このような理由から、親鸞聖人は聖徳太子をも崇められました。それは、仏法を弘く伝えてくださった広大な恩徳に報いるためであります。

上巻　第四段　本文　蓮位夢想

建長八歳　丙辰　二月九日夜寅時、釈蓮位夢想の告に云わく、聖徳太子、親鸞聖人を礼したてまつりましましてのたまわく、「敬礼大慈阿弥陀仏　為妙教流通来生者　五濁悪時悪世界中　決定即得無上覚也。」しかれば祖師聖人、弥陀如来の化現にてましますという事明らかなり。



第五図　蓮位房の夢想

上巻　第四段　現代語訳　蓮位夢想

建長八年二月九日の夜、寅の時、釈蓮位が夢の中で受けたお告げによると、聖徳太子が親鸞聖人を礼拝して、次のように仰せられました。

私は、大慈大悲の阿弥陀仏を敬い礼拝いたします。あなたは、妙なる念仏の教えを弘めるために、この世に親鸞聖人としてお生まれになりました。そして、この五濁悪時の悪世界において、凡夫が必ず無上のさとりを得る道を明らかにしてくださいました。

このことから、祖師親鸞聖人が阿弥陀如来の化現であられることは明らかです。

上巻　第五段　本文　選択付属

【1】黒谷の先徳（源空）在世のむかし、矜哀の余り、ある時は恩許を蒙りて製作を見写し、或時は真筆を降して名字を書き賜わす、すなわち『顕浄土方便化身土文類』の六に云わく（親鸞聖人選述）、

【2】「然愚禿釈鸞、建仁（辛酉）暦、棄雑行兮帰本願、元久（乙丑）歳、蒙恩恕兮書『選択』、同年初夏中旬第四日、『選択本願念仏集』内題字、并南無阿弥陀仏、往生之業念仏為本、与釈綽空、以空真筆令書之、同日、空之真影申預、奉図画、同二年、閏七月下旬第九日、真影銘以真筆、令書南無阿弥陀仏、与若我成仏十方衆生　称我名号下至十声　若不生者不取正覚　彼仏今現在成仏　当知本誓重願不虚　衆生称念必得往生之真文、又依夢告、改綽空字、同日、以御筆、令書名之字訖、本師聖人、今年七旬三御歳也。

【3】『選択本願念仏集』者依禅定博陸（月輪殿兼実法名円照）之教命、所令選集也。真宗之簡要、念仏之奥義、摂在于斯、見者易諭、誠是、希有最勝之華文、無上甚深之宝典也。

【4】渉年渉日、蒙其教誨之人、雖千万、云親云疎、獲此見写之徒甚以難、爾既書写製作、図画真影、是専念正業之徳也、是決定往生之徴也、仍抑悲喜之涙、註由来之縁云々」



第六図　選択集付属

上巻　第五段　現代語訳　選択付属

【1】黒谷の先徳である源空、すなわち法然上人がご在世のころ、親鸞聖人はその深い慈しみを受け、ある時には、法然上人の著作である『選択本願念仏集』を拝見して書写することを許され、またある時には、法然上人自らの筆で名を書き与えられました。そのことについて、『教行信証』化身土巻の後序に、親鸞聖人は次のように記しておられます。

【2】愚禿釈鸞は、建仁辛酉の年に雑行を棄てて阿弥陀如来の本願に帰し、元久乙丑の年に、法然上人のご恩許を受けて『選択本願念仏集』を書写しました。

同年四月十四日、法然上人はその写本に、「選択本願念仏集」という内題と、「南無阿弥陀仏　往生之業念仏為本」、そして持ち主である「釈綽空」の名を、自らの筆で書いてくださいました。同じ日に、法然上人の御真影を描くことも許されました。

同年閏七月二十九日、法然上人は御真影の銘として、「南無阿弥陀仏」と、次の文を自らの筆で書いてくださいました。

もし私が仏となる時、十方の衆生が私の名号を称え、わずか十声に至るまで称えても、もし浄土に生まれないならば、私は正覚を取らない。かの仏はすでに現に成仏しておられる。まさに知るべきである。本願に重ねて誓われた願はむなしくなく、衆生は念仏すれば必ず往生を得るのである。

また夢のお告げによって「綽空」の名を改め、同じ日に法然上人の御筆で、新しい名の字を書いていただきました。この年、法然上人は七十三歳でした。

【3】『選択本願念仏集』は、月輪殿九条兼実の求めによって、法然上人が撰述されたものです。真宗の肝要と念仏の奥義とは、この書に収められています。これを見る者には、その道理が分かりやすく示されています。まことに、たぐいまれなすぐれた御文であり、この上なく奥深い宝典であります。

【4】長い年月にわたって法然上人の教えを受けた人は数多くいましたが、親しい者にも疎い者にも、この書を拝見して書写することを許された人は、きわめて少なかったのです。

それにもかかわらず、私はすでに法然上人の著作を書写し、御真影を描かせていただきました。これは、念仏行者となったしあわせであり、往生が定まった身となったしるしです。そこで、悲しみと喜びの涙を抑えながら、その由来をここに書き記すのであります。

【1】おおよそ源空聖人在生のいにしえ、他力往生のむねをひろめ給いしに、世あまねくこれにこぞり、人ことごとくこれに帰しき。紫禁青宮の政を重くする砌にも、先ず黄金樹林の萼にこころをかけ、三槐九棘の道を正しくする家にも、直ちに四十八願の月をもてあそぶ。しかのみならず、戎狄の輩、黎民の類、これをあおぎ、これをとうとびずという事なし。貴賤、轅をめぐらし、門前、市をなす。常随昵近の緇徒そのかずあり、都て三百八十余人と云々　しかありといえども、親その化をうけ、懇にその誨を守る族、はなはだまれなり。わずかに五六輩にだにもたらず。

【2】善信聖人或時申したまわく、「予、難行道を閣きて易行道に移り、聖道門を遁れて、浄土門に入りしより以来、芳命をこうぶるにあらずよりは、豈出離解脱の良因を蓄えんや、喜の中の悦、何事か之に如かん。しかあるに、同室の好を結びてともに一師の誨をあおぐともがら、これおおしといえども、真実に報土得生の信心を成じたらんこと、自他おなじくしりがたし。かるがゆえに、且は当来の親友たるほどをもしり、且は浮生の思出ともし侍らんがために、御弟子参集の砌にして、出言つこうまつりて、面々の意趣をも試みんとおもう所望あり」と云々　大師聖人のたまわく、「此の条尤然るべし、すなわち明日人々来臨のとき、おおせられいだすべし」と。

【3】しかるに翌日集会のところに、聖人（親鸞）のたまわく、「今日は信不退・行不退の御座を、両方にわかたるべきなり。いずれの座につきたまうべしとも、おのおの示し給え」と。そのとき三百余人の門侶、みな其の意を得ざる気あり、時に法印大和尚位聖覚、ならびに釈信空（法蓮上人）信不退の御座に着くべしと云々　つぎに沙弥法力（熊谷直実入道）遅参して申して云わく、「善信御房御執筆何事ぞや」と。善信聖人のたまわく、「信不退・行不退の座をわけらるるなり」と。法力坊申して云わく、「しからば法力もるべからず、信不退の座にまいるべし」と云々　よって、これをかきのせたまう。

【4】ここに数百人の門徒群居すといえども、さらに一言をのぶる人なし、是恐らくは、自力の迷心に拘りて、金剛の真信に昏きがいたすところか。人みな無音のあいだ執筆聖人自名をのせたまう、ややしばらくありて、大師聖人仰せられて云わく、「源空も信不退の座につらなり侍るべし」と、この時、門葉、あるいは欝悔の色をふくめり。



第七図　信行両座

上巻　第六段　現代語訳　信行両座

【1】源空聖人、すなわち法然上人がご在世のころ、他力往生の教えを弘められると、世の人々はこぞってその教えに帰依しました。宮中に仕える高官も西方浄土を願い、大臣や公卿の家の人々も阿弥陀如来の本願を仰ぎました。それだけでなく、武士も庶民も、この教えを仰ぎ尊びました。身分の高い人も低い人も法然上人のもとへ集まり、門前は市のように賑わいました。

常に近くに付き従う僧侶は三百八十人余りいたといわれます。しかし、法然上人から直接教化を受け、その教えを大切に守った人はきわめて少なく、五、六人にも満たなかったと伝えられます。

【2】ある時、善信聖人は法然上人に、次のように申し上げられました。

「私は、難行の道を離れて易行の道へ移り、聖道門を離れて浄土門へ入って以来、もし法然上人の懇ろな教えを受けなかったならば、生死の迷いを離れる因を得ることはできなかったでしょう。この喜びに勝るものはありません。

しかし、同じ室に集まり、ともに一人の師の教えを仰ぐ仲間は多くても、真実に報土へ生まれる信心を得ているかどうかは、自分についても他の人についても、同じように知ることができません。そこで、浄土までも共に歩む親友となる人を知り、またこのはかない世の思い出ともするために、門弟方が集まる席で問いを出し、一人ひとりの受け止めを確かめてみたいと思います」

法然上人は、「それはまことにもっともなことである。明日、人々が集まった時に、あなたから申し出なさい」と許されました。

上巻　第六段　現代語訳　続き　信行両座

【3】翌日の集会で、親鸞聖人は、「今日は、信不退の座と行不退の座との二つに分けます。どちらの座に着くのか、それぞれ示してください」と仰せられました。三百人余りの門弟たちは、みなその問いの意味を理解できない様子でした。

その時、聖覚と信空は、信不退の座に着くと表明しました。続いて、遅れて来た法力房が、「善信御房は何を書いておられるのですか」と尋ねました。親鸞聖人が「信不退と行不退の座を分けているのです」と答えると、法力房は、「それならば、私も漏れることなく信不退の座に参ります」と申し、親鸞聖人はその名を書き加えられました。

【4】数百人の門弟が集まっていましたが、そのほかには一言も申し出る人がいませんでした。これはおそらく、自力の迷いにとらわれ、金剛のように堅固な真実信心に暗かったためでしょう。

人々がみな沈黙している間に、記録を取っていた親鸞聖人は、自らの名を信不退の座に書き加えられました。しばらくして法然上人は、「源空も信不退の座に連なりましょう」と仰せられました。この時、門弟たちは、ある者は信不退の座に着いた人々に敬意を表し、ある者は悔しさと後悔の色を浮かべました。

【1】聖人（親鸞）のたまわく、いにしえ我が本師聖人の御前に、聖信房、勢観房、念仏房已下の人々おおかりし時、はかりなき諍論をし侍る事ありき。そのゆえは「聖人（源空）の御信心と、善信が信心といささかもかわるところあるべからず、ただ一なり」と申したりしに、

【2】このひとびととがめていわく、「善信房の、聖人の御信心とわが信心とひとしと申さるる事いわれなし。いかでかひとしかるべき」と。

【3】善信申して云わく、「などかひとしと申さざるべきや。そのゆえは、深智博覧にひとしからんとも申さばこそ、まことにおおけなくもあらめ、往生の信心にいたりては、一たび他力信心のことわりをうけ給わりしよりこのかた、まったくわたくしなし。しかれば、聖人の御信心も、他力よりたまわらせたまう、善信が信心も他力なり。かるがゆえにひとしくしてかわるところなし、と申すなり」と、申し侍りしところに、

【4】大師聖人まさしく仰せられてのたまわく、「信心のかわると申すは、自力の信にとりての事なり。すなわち、智恵各別なるがゆえに、信また各別なり。他力の信心は、善悪の凡夫、ともに仏のかたよりたまわる信心なれば、源空が信心も、善信房の信心も、更にかわるべからず、ただひとつなり。わがかしこくて信ずるにあらず。信心のかわりおうておわしまさん人々は、わがまいらん浄土へはよもまいらせたまわじ。よくよくこころえらるべき事なり」と云々　ここに、めんめんしたをまき、くちをとじてやみにけり。



第八図　信心諍論

上巻　第七段　現代語訳　信心諍論

【1】親鸞聖人は、次のように仰せられました。

昔、師である法然上人の御前に、聖信房、勢観房、念仏房をはじめ多くの人々が集まっていた時、思いもよらない論争をしたことがありました。それは、私が「法然上人の御信心と善信の信心とは、少しも異なるところがなく、ただ一つです」と申し上げたことから始まりました。

【2】すると人々は、「善信房が、法然上人の御信心と自分の信心とは同じだと申すのは、道理に合わない。どうして同じであるはずがあろうか」と非難しました。

【3】善信は、次のように答えました。

「どうして同じだと申し上げてはならないのでしょうか。もし、智慧の深さや学問の広さまで法然上人と同じだと申すのであれば、それこそ身の程を知らないことでしょう。しかし、往生の信心については、一度、他力信心の道理を承ってからは、そこに自分の力や計らいを交えるところがありません。法然上人の御信心も他力より賜ったものであり、善信の信心も他力です。ですから、往生の信心は等しく、異なるところがないと申し上げるのです」

【4】そこで法然上人は、はっきりと次のように仰せられました。

「信心が人によって異なるというのは、自力の信についてのことである。人の智慧はそれぞれ異なるから、その智慧をもとにする信もまた、それぞれ異なる。

しかし、他力の信心は、善人であっても悪人であっても、ともに仏の側から賜る信心である。だから、源空の信心も善信房の信心も、決して異なることはなく、ただ一つである。自分が賢いから信ずるのではない。もし異なる信心にとどまるのであれば、その人々は、私が参る浄土へ共に参ることはできないであろう。よくよく心得なければならない」

これを聞いた人々は、それぞれ舌を巻き、口を閉じて、論争はやみました。

【1】御弟子入西房、聖人（親鸞）の真影をうつしたてまつらんとおもうこころざしありて、日来をふるところに、聖人そのこころざしあることを鑑みて、おおせられてのたまわく、「定禅法橋（七条辺に居住）にうつさしむべし」と。入西房鑑察のむねを随喜して、すなわちかの法橋を召請す、定禅左右なくまいりぬ。

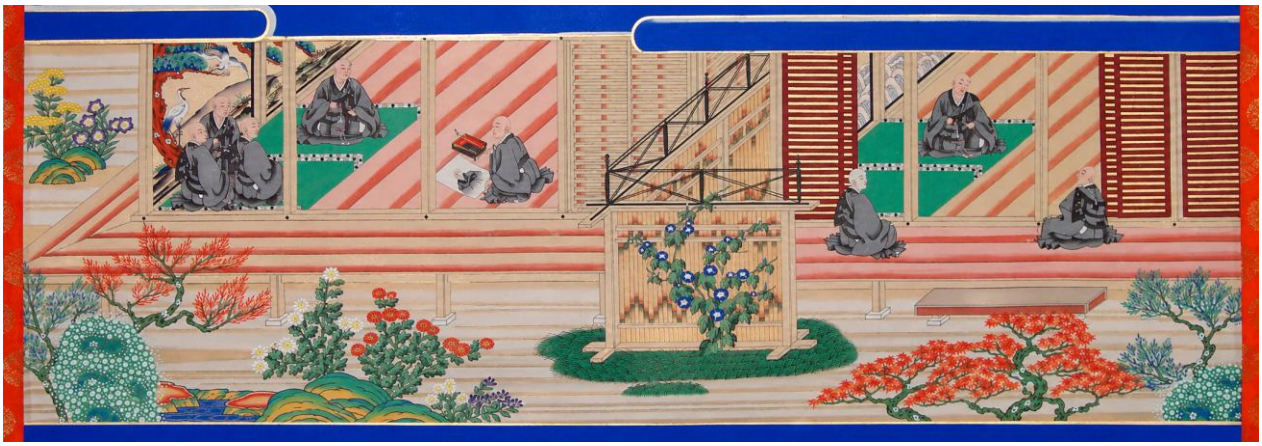
【2】すなわち、尊顔にむかいたてまつりて、申していわく、「去夜、奇特の霊夢をなん感ずるところなり。その夢中に拝したてまつるところの聖僧の面像、いまむかいたてまつる容貌、すこしもたがうところなし」といいて、たちまちに随喜感歎の色ふかくして、みずからその夢をかたる。

「貴僧二人来入す。一人の僧のたまわく、『この化僧の真影をうつさしめんとおもうこころざしあり。ねがわくは禅下筆をくだすべし』と。定禅問いていわく、『かの化僧たれ人ぞや。』くだんの僧いわく、『善光寺の本願御房これなり』と。

ここに定禅たなごころをあわせ、ひざまずきて夢のうちにおもう様、さては生身の弥陀如来にこそと、身の毛いよだちて、恭敬尊重をいたす。また『御ぐしばかりをうつされんにたんぬべし』と云々　かくのごとく問答往復して、夢さめおわりぬ。

【3】しかるに、いまこの貴坊にまいりて、みたてまつる尊容、夢中の聖僧にすこしもたがわず」とて、随喜のあまり涙をながす。「しかれば夢にまかすべし」とて、いまも御ぐしばかりをうつしたてまつりけり。夢想は仁治三年九月廿日の夜なり。

【4】つらつらこの奇瑞をおもうに、聖人、弥陀如来の来現ということ炳焉なり。しかればすなわち、弘通したまう教行、おそらくは弥陀の直説といいつべし。あきらかに無漏の恵燈をかかげて、とおく濁世の迷闇をはらし、あまねく甘露の法雨をそそきて、はるかに枯渇の凡悪をうるおさんとなり。あおぐべし信ずべし。



第九図　定禅の夢想

上巻　第八段　現代語訳　定禅夢想

【1】門弟の入西房は、親鸞聖人の御真影を写し奉りたいと、ひそかに願っていました。聖人はその志をお察しになり、「七条のあたりに住む定禅法橋に写させなさい」と仰せられました。入西房は、聖人が願いをお察しくださったことを喜び、すぐに定禅法橋を招きました。定禅も、ためらうことなく参上しました。

【2】定禅は聖人の尊い御顔に向かい、次のように申しました。

「昨夜、不思議な夢を見ました。夢の中で拝した聖僧の顔と、いま目の前に拝するお姿とには、少しも異なるところがありません」

定禅はたちまち深い喜びと感嘆の色を表し、自らその夢を語りました。

「尊い僧が二人、入ってこられました。そのうちの一人が、『この化僧の御影を写してもらいたい。どうか、あなたに筆を執っていただきたい』と仰せられました。私が『その化僧は、どなたでしょうか』と尋ねると、その僧は『善光寺の本願御房である』と答えられました。

そこで私は、手を合わせてひざまずき、夢の中で、『それでは、生身の阿弥陀如来であられるのだ』と思いました。身の毛がよだつほどに畏れ敬い、深く尊びました。また、『頭部だけを写せば、それでよい』とのお言葉がありました。このように問答を重ねたところで、夢から覚めました。

【3】ところが、いまこの尊いお方のもとに参り、目の前に拝する聖人のお姿は、夢の中の聖僧と少しも異なりません」

定禅はそう語り、喜びのあまり涙を流しました。そして、「それならば夢に従いましょう」と、現実にも聖人の頭部だけを写し奉りました。その夢を見たのは、二治三年九月二十日の夜でした。

【1】浄土宗興行によりて、聖道門廃退す。是空師の所為なりとて、忽に、罪科せらるべきよし、南北の碩才憤り申しけり。

『顕化身土文類』の六に云わく、

「竊以、聖道の諸教、行証久廃、浄土の真宗証道今盛。然、諸寺釈門、昏教兮、不知真仮門戸。洛都儒林、迷行兮無弁邪正道路。

【2】斯以、興福寺学徒、奏達太上天皇（諱尊成号後鳥羽院）今上（諱為仁号土御門院）聖暦承元丁卯歳仲春上旬之候。主上臣下、背法違義、成忿結怨、因茲、真宗興隆太祖源空法師、并門徒数輩、不考罪科、猥坐死罪、或改僧儀、賜姓名、処遠流、予其一也。

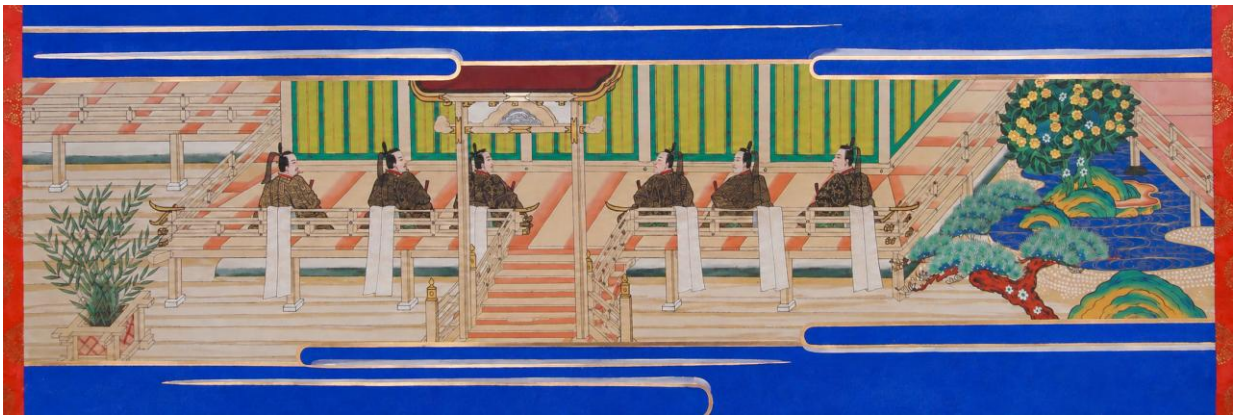
【3】爾者、已非僧、非俗、是故、以禿字為姓、空師并弟子等坐諸方辺州、経五年之居緒」云々

【4】空聖人罪名藤井元彦、配所土佐国（幡多）、鸞聖人罪名藤井善信、配所越後国（国府）、此外の門徒、死罪流罪みな略之。

【5】皇帝（諱守成号佐渡院）聖代建暦辛未歳子月中旬第七日、岡崎中納言範光卿をもって勅免、此時聖人右のごとく、禿字を書きて奏聞し給うに、陛下叡感をくだし、侍臣おおきに褒美す。勅免ありといえども、かしこに化を施さんために、なおしばらく在国し給いけり。



第十図　念仏の禁制



第十一図　八座の僉議



第十二図　法然上人御流罪



第十三図　親鸞聖人御流罪

下巻　第一段　現代語訳　師資流刑

【1】浄土の教えが盛んになったために聖道門が衰えた、これは法然上人のなされたことであるとして、南都・北嶺の学僧たちは憤り、法然上人を処罰すべきであると訴えました。

親鸞聖人は、『教行信証』「化身土巻」第六に、次のように記しておられます。

「ひそかに考えてみると、聖道門のさまざまな教えは、行も証も久しく衰え、いまは浄土の真実の教えによって、さとりへ至る道が盛んになっている。しかし、諸寺の僧侶たちは教えに暗く、真実と方便との門を知らない。京都の学者たちは行に迷い、よこしまな道と正しい道とを区別できない。

【2】そのため、興福寺の学徒たちは、後鳥羽院と土御門院へ訴えを申し上げた。承元元年二月上旬のことである。天皇も臣下も仏法に背き、道理に反して怒りと恨みを起こした。

これによって、真宗を興隆された大祖・源空法師と数人の門弟は、罪科を十分に調べられることなく処罰された。ある者はみだりに死罪に処せられ、ある者は僧の身分を改められ、俗名を与えられて遠国へ流された。私もその一人である。

【3】そうであるならば、私はすでに僧ではなく、かといって俗人でもない。そこで『禿』の字を姓とする。法然上人とその門弟たちは、それぞれ辺境の国々に流され、五年の歳月を過ごした」

【4】法然上人には、処罰による名として藤井元彦が与えられ、土佐国の幡多へ流されました。親鸞聖人には藤井善信の名が与えられ、越後国の国府へ流されました。このほかにも、死罪や流罪となった門弟がありましたが、ここでは省略されています。

【5】佐渡院の御代、建暦元年十一月十七日、岡崎中納言範光卿を通して勅免が伝えられました。この時、親鸞聖人が、先に述べられたとおり「禿」の字を書いて天皇に申し上げられると、天皇は深く感銘され、側近の人々も大いに讃えました。

勅免を受けられましたが、親鸞聖人は、その地の人々を教化するため、なおしばらく越後にとどまられました。

下巻　第二段　本文　稲田草庵

【1】聖人越後国より常陸国に越えて、笠間郡稲田郷という所に隠居したまう。

【2】幽栖を占むといえども、道俗跡をたずね、蓬戸を閉ずといえども、貴賤衢に溢る。仏法弘通の本懐ここに成就し、衆生利益の宿念たちまちに満足す。

【3】此の時、聖人仰せられて云わく、「救世菩薩の告命を受けし往の夢、既に今と符合せり。」



第十四図　稲田の草庵

下巻　第二段　現代語訳　稲田草庵

【1】親鸞聖人は越後国を旅立って常陸国へ入り、笠間郡稲田郷という所に住まいを定められました。

【2】人里を離れた静かな住まいでしたが、僧侶も在家の人々も聖人のもとを訪ねました。草屋根の粗末な家でしたが、身分の高い人も低い人も大勢集まり、道にあふれるほどでした。

こうして、仏法を広く伝えたいというかねての願いが実現し、人々を利益したいという年来の願いも満たされました。

【3】この時、聖人は、「以前、六角堂で救世菩薩のお告げを受けた夢が、すでに今のこの有様と一致した」と仰せられました。

下巻　第三段　本文　山伏帰依

【1】聖人常陸国にして、専修念仏の義をひろめ給うに、おおよそ、疑謗の輩はすくなく、信順の族はおおし。

【2】しかるに一人の僧　山臥云々　ありて、ややもすれば、仏法に怨をなしつつ、結句害心を挿んで、聖人を時々うかがいたてまつる。

【3】聖人、板敷山という深山を恒に往反し給いけるに、彼の山にして度々相待つといえども、さらに其の節をとげず、倩ことの参差を案ずるに、頗奇特のおもいあり。よって、聖人に謁せんとおもう心つきて禅室に行きて尋申すに、聖人左右なく出会いたまいにけり。

【4】すなわち尊顔にむかいたてまつるに、害心忽に消滅して、剰後悔の涙禁じがたし。ややしばらくありて、有のままに、日来の宿鬱を述すといえども聖人またおどろける色なし。

【5】たちどころに弓箭をきり、刀杖をすて、頭巾をとり、柿衣をあらためて、仏教に帰しつつ終に素懐をとげき。不思議なりし事なり。すなわち明法房是なり。聖人これをつけ給いき。



第十五図　弁円の帰依

下巻　第三段　現代語訳　山伏帰依

【1】親鸞聖人が常陸国で専修念仏の教えを広められると、おおむね、教えを疑い謗る人は少なく、信じて従う人が多くいました。

【2】ところが、一人の山伏がいて、仏法に敵意を抱き、ついには聖人を害そうと考えて、その機会をたびたびうかがっていました。

【3】聖人は、板敷山という深い山をいつも往来しておられました。山伏はその山で幾度も待ち伏せしましたが、どうしてもその機会を得ることができませんでした。物事が思いどおりにならない理由をつくづく考えるうちに、不思議に思う心が起こりました。

そこで、聖人に会ってみようと思い、稲田の住まいを訪ねました。すると聖人は、少しもためらうことなく出て来て、山伏に会われました。

【4】山伏が聖人の尊顔に向かうと、害そうとする心はたちまち消え、そのうえ後悔の涙をこらえることができませんでした。しばらくして、これまで胸に抱いてきた憤りをありのままに申し述べましたが、聖人は驚く様子を示されませんでした。

【5】山伏はその場で弓矢を切り、刀や杖を捨て、頭巾を取り、柿色の衣を改めて、仏教に帰しました。そして、ついに往生の願いを遂げました。まことに不思議なことです。この人が明法房です。「明法房」という名は、親鸞聖人がつけられました。

下巻　第四段　本文　箱根権現

【1】聖人、東関の堺を出でて、花城の路におもむきましましけり。或日晩陰におよんで箱根の険阻にかかりつつ、遥に、行客の蹤を送りて、漸人屋の樞にちかづくに、夜もすでに暁更におよんで、月もはや孤嶺にかたぶきぬ。

【2】時に、聖人あゆみよりつつ、案内したまうに、まことに齢傾きたる翁のうるわしく装束たるがいとことごとく出会いたてまつりて、いう様、

【3】「社廟ちかき所のならい巫どもの、終夜、あそびし侍るに、おきなもまじわりつるに、いまなんいささかよりい侍ると、思うほどに、夢にもあらず、うつつにもあらで、権現仰せられて云わく、「只今われ尊敬をいたすべき客人、此の路を過ぎ給うべき事あり、かならず慇懃の忠節を抽でて、殊に丁寧の饗応を儲くべし」と云々

【4】示現いまだ覚おわらざるに、貴僧忽爾として影向し給えり。何ぞただ人にましまさん。神勅是炳焉なり。感応、最恭敬す」といいて、尊重崛請したてまつりて、さまざまに飯食を粧い、色々に珍味を調えけり。



第十六図　箱根の霊告

下巻　第四段　現代語訳　箱根権現

【1】親鸞聖人は関東を離れ、京都へ向かう道につかれました。ある日の夕暮れ、箱根の険しい山道にさしかかり、はるか先を行く旅人の足跡をたどって進まれました。ようやく人家の戸口に近づいたころには、夜もすでに明け方近くとなり、月も山の峰へ傾いていました。

【2】その時、聖人が歩み寄って案内を求められると、年老いた、身なりの整った翁が、たいそう急いで出迎え、次のように語りました。

【3】「この社の近くでは、社に仕える巫たちが夜通し神楽などを行う習わしがあり、私もその中に加わっていました。いま、しばらく休んだと思ううちに、夢とも現ともつかない中で、権現がこう仰せられました。『ただ今、私が尊敬すべき客人がこの道を通られる。必ず心を尽くし、特に丁寧にもてなしなさい』と。

【4】そのお告げがまだ終わらないうちに、貴僧が突然お姿を現されました。どうして、ただの人でありましょうか。権現のご命令は明らかです。これは、何と尊いことでしょう」

翁はそう言って、聖人を恭しく招き入れ、さまざまな食事を整え、いろいろな珍味を用意しました。

下巻　第五段　本文　熊野参詣

【1】聖人故郷に帰りて往事をおもうに、年々歳々夢のごとし、幻のごとし。長安・洛陽の栖も跡をとどむるに嬾しとて、扶風馮翊ところどころに移住したまいき。五条西洞院わたり、一つの勝地なりとて、しばらく居をしめたまう。今比、いにしえ口決を伝え、面受を遂げし門徒等、おのおの好を慕い、路を尋ねて、参集したまいけり。

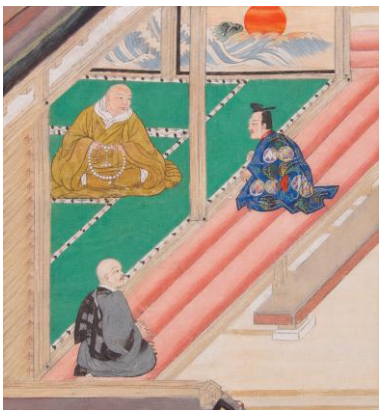
【2】其の比、常陸国那荷西郡大部郷に、平太郎なにがしという庶民あり。聖人の御訓を信じて、専ら弐なかりき。しかるに、或時、件の平太郎、所務に駈られて熊野に詣すべしとて、事のよしをたずね申さんために、聖人へまいりたるに仰せられて云わく、

【3】「それ、聖教万差なり。いずれも機に相応すれば巨益あり。但、末法の今時、聖道の修行におきては成ずべからず。すなわち「我末法時中億々衆生起行修道未有一人得者」（安楽集）といい、「唯有浄土一門可通入路」（同）と云々　此皆、経釈の明文、如来の金言なり。しかるに今、唯有浄土の真説に就きて、忝く彼の三国の祖師、各此の一宗を興行す。所以、愚禿勧るところ、更にわたくしなし。

【4】しかるに一向専念の義は往生の肝腑、自宗の骨目なり。すなわち、三経に隠顕ありといえども、文と云い、義と云い共に明らかなるをや。『大経』の三輩にも、一向と勧めて、流通にはこれを弥勒に附属し、『観経』の九品にも、しばらく三心と説きて、これまた阿難に附属す、『小経』の一心ついに諸仏これを証誠す。之によって、論主一心と判じ、和尚一向と釈す。しかればすなわち、何の文によりて、専修の義、立すべからざるぞや。

【5】証誠殿の本地すなわちいまの教主なり。故に、とてもかくても、衆生に結縁の心ざしふかきによりて、和光の垂跡をとどめたまう。垂跡をとどむる本意、ただ結縁の群類をして願海に引入せんとなり。しかあれば、本地の誓願を信じて偏に念仏をことともせん輩、公務にもしたがい、領主にも駈仕して、其の霊地をふみ、その社廟に詣せんこと、更に自心の発起するところにあらず。しかれば垂跡におきて、内懐虚仮の身たりながら、あながちに賢善精進の威儀を標すべからず。唯、本地の誓約にまかすべし、穴賢穴賢、神威をかろしむるにあらず、努力努力冥眦をめぐらし給うべからず」と云々

【6】これによりて平太郎熊野に参詣す。道の作法別整儀なし。ただ常没の凡情にしたがえて、更に不浄をも刷事なし、行住座臥に本願を仰ぎ、造次顛沛に師孝を憑るに、はたして無為に参着の夜、件の男夢に告げて云わく、



第十七図　熊野の霊告

【7】証誠殿の扉をおしひらきて衣冠ただしき俗人仰せられて云わく、「汝何ぞ我を忽緒して汚穢不浄にして参詣するや」と。爾時かの俗人に対座して聖人忽爾として見え給う、其の詞に云わく、「彼は善信が訓によりて、念仏する者なり」と云々　ここに俗人笏を直しくして、ことに敬屈の礼を著わしつつ、かさねて述ぶるところなしと見るほどに、夢さめおわりぬ。おおよそ奇異のおもいをなすことというべからず。下向の後、貴房にまいりて、くわしく此の旨を申すに、聖人「其の事なり」とのたまう。此また不可思議のことなりかし。



第十八図　平太郎の霊夢

下巻　第五段　現代語訳　熊野参詣

【1】親鸞聖人は京都へ帰られ、過ぎ去った年月を思い返すと、年々歳々の出来事は夢のようであり、幻のようでもありました。京都の住まいにも跡をとどめることを好まず、あちらこちらへ移り住まれましたが、五条西洞院のあたりをよい所として、しばらく住まいを定められました。そのころ、かつて聖人から直接教えを受けた門弟たちが、聖人を慕い、道を尋ねて各地から集まって来ました。

【2】そのころ、常陸国那荷西郡大部郷に、平太郎という庶民がいました。平太郎は聖人の教えを信じ、ひとすじに疑うことがありませんでした。ところがある時、公務に駆られて熊野へ参詣することになり、そのことを尋ねるために聖人のもとへ参りました。すると聖人は、次のように仰せられました。

【3】「釈尊の教えにはさまざまな違いがありますが、どの教えも、それを受ける人にふさわしければ大きな利益があります。しかし、末法の今の時代には、聖道門の修行によって悟りを成就することはできません。『安楽集』には、末法の時代には、数えきれない衆生が修行しても悟りを得る者は一人もなく、ただ浄土の一門のみが通り入ることのできる道であると示されています。これらはみな、経典や祖師の解釈に明らかな文であり、如来のお言葉です。

そして、浄土の真実の教えを、インド・中国・日本の祖師方がそれぞれ興し、明らかにしてくださいました。したがって、愚禿親鸞が勧めるところには、私の勝手な考えはありません。

【4】一向専念の教えは、浄土に往生するための肝要であり、この教えの骨格です。浄土の三部経には隠れた意味と明らかな意味があるといっても、一向専念の教えは、文にも意味にも明らかです。『大無量寿経』は三輩の人々に一向専念を勧め、最後にはその教えを弥勒菩薩へ託しています。『観無量寿経』は九品の人々に三

下巻　第五段　現代語訳　続き　熊野参詣

【5】熊野本宮の証誠殿の本地は、いまの教主である阿弥陀如来です。衆生と縁を結ぼうとする深い願いによって、和光同塵の姿で神として現れておられます。その姿を現された本意は、縁を結んだ人々を本願の海へ導き入れることにあります。

ですから、本地である阿弥陀如来の誓願を信じ、ひとすじに念仏する者が、公務に従い、領主に仕えるために、その霊地を踏み、社へ参詣することは、自分から思い立った信仰ではありません。神の前で、内には虚仮を抱えた身でありながら、ことさらに賢く善い人、精進する人であるかのような姿を示してはなりません。ただ、本地の誓願にまかせなさい。くれぐれも、これは神の威光を軽んじるということではありません。決して、お咎めの眼を向けられることはないでしょう」

【6】この教えによって、平太郎は熊野へ参詣しました。道中の作法を特別に整えることはせず、迷いに沈む普段の凡夫のまま、特別に不浄を祓い清めることもしませんでした。行住座臥、いつでも本願を仰ぎ、急な時にも困難な時にも、聖人の教えを頼りとして歩み、無事に熊野へ着きました。その夜、平太郎は夢を見ました。

【7】証誠殿の扉が開き、衣冠を正した俗人が現れて、平太郎にこう仰せられました。

「お前は、なぜ私を軽んじ、汚れた不浄のままで参詣したのか」

その時、俗人と向かい合うように、親鸞聖人がたちまちお姿を現し、こう仰せられました。

「この者は、善信の教えによって念仏する者である」

下巻　第五段　現代語訳　続き　熊野参詣

すると俗人は笏を正し、ことに敬う礼を表して、それ以上は何も言いませんでした。そう見るうちに夢は覚めました。平太郎がたいそう不思議に思ったことは、いうまでもありません。

熊野から帰ったのち、聖人のもとへ参り、このことを詳しく申し上げると、聖人は「そうであったか」と仰せられました。これもまた不思議なことです。

下巻　第六段　本文　聖人遷化

【1】聖人弘長二歳　壬戌　仲冬下旬の候より、いささか不例の気まします。自爾以来、口に世事をまじえず、ただ仏恩のふかきことをのぶ。声に余言をあらわさず、もっぱら称名たゆることなし。

【2】しこうして同第八日午時、頭北面西右脇に臥し給いて、ついに念仏の息たえましましおわりぬ。時に、頽齢九旬に満ちたまう。

【3】禅坊は長安馮翊の辺　押小路南万里小路東　なれば、はるかに河東の路を歴て、洛陽東山の西の麓、鳥部野の南の辺、延仁寺に葬したてまつる。

【4】遺骨を拾いて、同山の麓、鳥部野の北、大谷にこれをおさめたてまつりおわりぬ。

【5】しかるに、終焉にあう門弟、勧化をうけし老若、おのおの在住のいにしえをおもい、滅後のいまを悲みて、恋慕涕泣せずということなし。



第十九図　聖人遷化



第二十図　延仁寺の悲煙

下巻　第六段　現代語訳　聖人遷化

【1】親鸞聖人は、弘長二年十一月下旬のころから、わずかに病の身となられました。それからは、口に世間の事柄を交えず、ただ仏恩の深いことを述べられました。声にもほかの言葉を表さず、ひたすら称名念仏が絶えることはありませんでした。

【2】そして、その月の二十八日正午、頭を北にし、顔を西に向け、右脇を下にして横たわり、ついに念仏の息が絶えられました。その時、聖人は九十歳でありました。

【3】聖人の住まいは、京都の押小路の南、万里小路の東にありました。そこから遠く鴨川の東の道を通り、東山の西の麓、鳥部野の南にある延仁寺で、ご遺体を荼毘に付しました。

【4】遺骨を拾い、同じ東山の麓、鳥部野の北にある大谷へ納めました。

【5】聖人の最期に立ち会った門弟や、聖人の教えを受けた老若は、それぞれ、聖人が在世であった昔を思い、亡くなられた今を悲しんで、慕い泣かない者はありませんでした。

下巻　第七段　本文　大谷本廟

【1】文永九年冬の比、東山西の麓、鳥部野の北、大谷の墳墓をあらためて、同麓より猶西、吉水の北の辺に、遺骨を堀渡して、仏閣をたて影像を安ず。

【2】此の時に当りて、聖人相伝の宗義いよいよ興じ遺訓ますます盛りなること、頗る在世の昔に超えたり。すべて門葉国郡に充満し、末流処々に遍布して幾千万ということをしらず。

【3】其の稟教を重くして、彼の報謝を抽ずる輩、緇素・老少、面々あゆみを運びて、年々廟堂に詣す。

【4】凡そ聖人在生の間、奇特これおおしといえども、羅縷に遑あらず。しかしながら、これを略するところなり。



第二十一図　大谷本廟

下巻　第七段　現代語訳　大谷本廟

【1】文永九年の冬のころ、東山の西の麓、鳥部野の北にあった大谷の墳墓を改め、同じ山麓からさらに西にあたる吉水の北辺へ遺骨を掘り出して移しました。そして、仏閣を建て、聖人の影像を安置しました。

【2】このころ、親鸞聖人によって伝えられた宗義はいよいよ盛んになり、遺された教えもますます広まって、その勢いは聖人在世の昔をかなり上回るほどでした。門弟の流れは諸国の各地に満ち、その末の流れも各所に広がり、幾千幾万とも数えられないほどでした。

【3】その教えを受けたことを重んじ、その恩に報いようとする人々は、僧侶も在家の人も、老いも若きも、それぞれ歩みを運び、毎年廟堂に参詣しました。

【4】およそ聖人在世の間には、すぐれて珍しい出来事が数多くありましたが、それらを一々詳しく述べる暇はありません。そこで、ここではこれを省略することとします。